

和解及び損害賠償の額を 定めることについて

教育委員会事務局 教育総務課

令和7年12月14日に仰木の里東小学校の駐車場で発生した倒木による車両損傷事故に関して、相手方と和解の協議が整ったことから、議会の議決を求めるもの

1 和解の相手方

議案書記載のとおり

2 損害賠償の額

1, 612, 600円

【内訳】

車両の修理費用878, 900円、修理期間の代車費用733, 700円

3 事案の概要

学校開放事業で少年サッカーチームが仰木の里東小学校を使用しており、その関係者である相手方が駐車していた車両に向かって、駐車場後方に立っていた樹木が倒れ、当該車両が損傷した。

倒れた樹木を見ると、根元が腐食していることが確認されたため、市の管理瑕疵を認め、車両の修理費用等の全額を市が支払うことで、相手方と和解しようとするもの

なお、当該金額は、市が加入している全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填される。

4 位置図



5 現場の状況等



(天井)



(左後方)

